簡易公募型プロポーザル方式(拡大)に係る手続開始の公示 (建築のためのサービス,その他技術的サービス(建築工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお,本業務は「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」運用指針(平成8年6月17日事務次官等会議申し合わせ)記4に定める調達の対象外です。

本業務に係る落札及び契約の締結は,当該業務に係る必要な予算が講じられることを条件とするものです。

平成29年4月4日

国立大学法人山梨大学 学長 島田 眞路

1 業務概要

- (1) 業務名 山梨大学(武田1)大村博士記念学術館(仮称)新営その他設計業務
- (2) 業務内容 武田1団地内の大村博士記念学術館(約476㎡)の新営における設計業務。
- (3) 履行期限 平成29年9月8日(金)まで。ただし、発注図面については平成29年8月1日(火)までとする。
- (4) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした 技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている2者以上 の者により構成される共同体であること。

国立大学法人山梨大学契約細則第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている 者は、同第5条中、特別の理由がある場合に該当する。

文部科学省における平成 2 9・3 0年度の設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格者名簿において「建築関係設計、建築設備関係設計・施工管理業務」の資格を有している者(会社更生法(平成 1 4年法律第 1 5 4号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 1 1年法律第 2 2 5号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)であること。

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

経営状況が健全であること。

不正又は不誠実な行為がないこと。

建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

山梨県内に本店、支店又は営業所が所在すること。

参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止措置を受けていないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、 文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

担当予定技術者の能力

資格及び経験,主要業務の実績,同種又は類似業務の実績 技術提案書の提出者の能力

技術者数,技術力,主要業務の実績,同種又は類似業務の実績

(3) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

担当予定技術者の能力

資格及び経験,主要業務の実績,同種又は類似業務の実績 業務の実施方針

業務内容の理解度,実施方針の妥当性,実施手法の妥当性 技術提案書の提出者の能力

資格及び経験,主要業務の実績,同種又は類似業務の実績

3 手続等

(1) 担当部局

〒409-3898 山梨県中央市下河東1110 国立大学法人山梨大学施設・環境部 施設企画課総務グループ

電話 055-273-9316 FAX 055-273-6799

(2) 説明書の交付期間,交付場所及び交付方法

平成29年4月4日(火)から平成29年4月14日(金)まで。

関係資料(様式)等は原則として本学 HPからダウンロードすること。

http://www.yamanashi.ac.jp/tender/3429

(山梨大学HP 企業・研究者の方 入札情報)

(3) 参加表明書の提出期限,場所及び方法

平成29年4月14日(金)17時00分までの土曜日,日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分までに上記(1)に持参もしくは郵送すること。

(4) 技術提案書の提出期限,場所及び方法

平成29年5月8日(月)17時00分までの土曜日,日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分までに上記(1)に持参もしくは郵送すること。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 納付。

ただし,有価証券等の提供又は銀行,本学が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお,これを納付したものが契約上の義務を履行しないときは山梨大学に帰属するものとする。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は,無効とする。
- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (8) 上記2(1) に掲げる参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び 資料を提出することができるが,上記3(4)の提出期限の日において,当該資格を満たして いなければならない。
- (9) 詳細は入札説明書による。

説 明書

山梨大学(武田1)大村博士記念学術館(仮称)新営その他設計業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

なお,本業務は「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」運用指針(平成8年6月17日事務次官等会議申し合わせ)記4に定める調達の対象外である。

- 1 公 示 日 平成29年4月4日
- 2 発 注 者 国立大学法人山梨大学 学長 島田 眞路
- 3 担 当 部 局 〒409-3898 山梨県中央市下河東1110 国立大学法人山梨大学施設・環境部 施設企画課総務グループ 電 話 055-273-9316 FAX 055-273-6799
- 4 業 務 概 要
- (1)業務 名 山梨大学(武田1)大村博士記念学術館(仮称)新営その他設計業務
- (2)業務内容 武田1団地内の大村博士記念学術館(約476 m²)の新営における設計 業務。
- (3)履行期限 平成29年9月8日(金)まで。 ただし、発注図面については平成29年8月1日(火)までとする。
- (4)業務の詳細説明 別紙の「現場説明書」及び「特記仕様書・図面」のとおり
- (5)その他

本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

- 5 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項 別紙の「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」のとおり
- 6 受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は,本件業務に関する全ての建設業務の受注資格を失う。

7 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている2者以上の者により構成される共同体であること。

(1) 国立大学法人山梨大学契約細則第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得て いる者は、同第5条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 文部科学省における平成29・30年度の設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格者名簿において「建築関係設計、建築設備関係設計・施工管理業務」の資格を有している者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 経営状況が健全であること。
- (5) 不正又は不誠実な行為がないこと。
- (6) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の 登録を行っていること。
- (7) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。
- (8) 山梨県内に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (9) 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの として、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でな いこと。
- 8 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
- (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェートは10分の6.5】 資格及び経験,主要業務の実績,同種又は類似業務の実績
- (2) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェートは10分の3.5】 技術者数,技術力,主要業務の実績,同種又は類似業務の実績
- 9 技術提案書を特定するための評価基準
- (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェートは20分の6.5】 資格及び経験,主要業務の実績,同種又は類似業務の実績
- (2) 業務の実施方針【審査のウェートは20分の10】 業務内容の理解度,実施方針の妥当性,実施手法の妥当性,工程計画の妥当性, 技術者配置計画の妥当性
- (3) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェートは20分の3.5】

資格及び経験,主要業務の実績,同種又は類似業務の実績

- 10 公示の写し 別紙のとおり
- 1 1 契約書作成の要否等 要 別紙「設計業務委託契約書(案)」により契約書を作成する。
- 12 支払条件 業務委託料は,請求に基づき1回に支払う。
- 13 参加表明書の提出期限,場所及び方法等
- (1) 記7(2)に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが, 記16(2) の提出期限の日において,当該資格を満たしていなければならない。
- (2) 参加表明書の提出期限,場所及び方法

提出期限 平成29年4月14(金)17時00分までの土曜日,日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分まで

提出場所 記3に同じ。

提出方法 持参又は郵送(書留郵便等記録が残る方法に限る。)すること。ただし, 郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお,ファクシミリによるものは 受付けない。

提出部数 参加表明書1部,技術資料7部

(文部科学省における設計・コンサルティング業務に係る有資格業者登録申請書類受領書のコピー1枚を含む。)

- 14 提出要請者の選定
- (1) 参加表明者が,記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記13(2) の提出期限の日を基準日として行う。

ただし,記7(2)に掲げる資格を満たしていない者であっても,記16(2) の 提出期限の日において当該資格を満たしていることを条件として,当該資格を満たして いることを確認する。

- (2) 記7に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から,記8に掲げる基準に基づき, 技術提案書を求める者(以下「提出要請者」という。)を選定する。
- (3) (2)の選定の結果は,平成29年4月24日(月)までに書面により通知する。"
- 15 非選定理由に対する質問書の提出期限,場所及び方法等
- (1) 提出要請者に選定されなかった者は,書面(様式は自由)によりその理由について 説明を求めることができる。。
- (2) 質問書の提出期限,場所及び方法,

提出期限 平成29年5月8日(月)17時00分 ただし,土曜,日曜及び祝 日は受付けない。

提出場所 記3に同じ。

提出方法 持参又は郵送(書留郵便等記録が残る方法に限る。)すること。ただし,

郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお,ファクシミリによるものは受付けない。

(3) (1)の質問に対する回答期限及び方法

回答期限 平成29年5月18日(木)

回答方法 質問回答書を郵送する。

- 16 技術提案書の提出期限,場所及び方法等
- (1) 記14(3)の通知により技術提案書の提出を求められた者は,技術提案書を提出することができる。
- (2) 技術提案書の提出期限,場所及び方法等

提出期限 平成29年5月8日(月)17時00分

提出場所 記3に同じ。

提出方法 参加表明書 1 部。技術資料 7 部。

- (3) 提出期限までに技術提案書を提出しない者は,技術提案書の提出を辞退したものとみなす。
- 17 技術提案書の特定
- (1) 技術提案者が,記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記16(2) の提出 期限の日を基準日として行う。
- (2) 記7に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から,記9に掲げる基準に基づき,技術提案書を特定する。

なお、当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次順位として選定する場合がある。

- (3) (2)の特定の結果は,平成29年5月15日(月)までに書面により通知する。
- 18 非特定理由に対する質問書の提出期限,場所及び方法等
- (1) 技術提案書が特定されなかった者は,書面(様式は自由)によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限,場所及び方法,

提出期限 平成29年5月24日(水)17時00分 ただし,土曜,日曜及び祝日は受付けない。

提出場所 記3に同じ。

提出方法 持参又は郵送(書留郵便等記録が残る方法に限る。)すること。ただし, 郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお,ファクシミリによるものは受付けない。

(3) (1)の質問に対する回答期限及び方法

回答期限 平成29年6月2日(金)

回答方法 質問回答書を郵送する。

- 19 説明書に対する質問書の提出期限,場所及び方法等
- (1) 説明書に対する質問がある場合は,書面(様式は自由)により提出すること。

(2) 質問書の提出期限,場所及び方法,

提出期限 平成29年4月14日(金)17時00分 ただし,土曜,日曜及び祝日 は受付けない。

提出場所 記3に同じ。

提出方法 持参又は郵送(書留郵便等記録が残る方法に限る。)し、併せて施設・環境部施設企画課総務グループのメールアドレス(sksoumu-tr@yamanashi.ac.jp)にデータを送付すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、ファクシミリによるものは受付けない。

(3) (1)の質問に対する回答期限及び方法

回答期限 平成29年4月24日(月)

質問回答書を山梨大学HPに掲載。

http://www.yamanashi.ac.jp/tender/3429

(山梨大学HP 企業・研究者の方 入札情報)

20 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は,参加表明者及び技術提案者 の負担とする。
- (3) 契約保証金 納付。

ただし,有価証券等の提供又は銀行,本学が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお,これを納付したものが契約上の義務を履行しないときは山梨大学に帰属するものとする。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 参加表明書又は技術提案書の無効等

同一の者が単体又は共同体の構成員として複数の参加表明書を提出した場合若しく は参加表明者が他の参加表明者の協力事務所になっている場合は,当該参加表明書全て 無効とする。

虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とし,提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取消す。

参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。

- ア 別紙3の「参加表明書作成要領」又は別紙4の「技術提案書作成要領」に示された条件に適合しないもの。
- イ 提出期限,場所及び方法等に適合していないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締

結する予定の有無 無

- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3に同じ
- (8) 参加表明書及び技術提案書は,返却しない。

ただし,技術提案書を特定した技術提案者の参加表明書及び技術提案書以外は,提出時に返却の希望があったもののみ返却する。

なお,返却を希望する者は,その旨を参加表明書及び技術提案書に記載すること。

- (9) 参加表明書及び技術提案書は,本手続以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。
- (10) 参加表明書及び技術提案書は,特定を行う作業に必要な範囲において,複製を作成することがある。
- (11) 参加表明書及び技術提案書の提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の 差し替え及び再提出は認めない。また,参加表明書及び技術提案書に記載された担当 予定技術者は,病休,死亡,退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き 変更することはできない。

なお,当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は,提出 要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取消す。

- (12) 参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は,発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (13) 提出要請者の選定及び技術提案書の特定その他の手続に不服があるものは,「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により,政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
- (14) プロポーザル方式の趣旨に鑑み特定された技術提案書の内容が基本設計業務の実施条件になるものではない。
- (15) 特定された者の技術提案に盛り込まれた内容のうち,発注者が実施すべきと判断したものについては,特記仕様書に明記することとする。"

設計業務委託契約書

設計業務名 山梨大学(武田1)大村博士記念学術館(仮称)新営その他設計業務

委託報酬の額 金 円

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)

上記消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので,委託報酬の額に108分の8を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人山梨大学長 島田 眞路 と受注者 【法人等名、代表者等氏名】 との間において、上記の設計業務について、上記の委託報酬の額で、次の条項によって請負 契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第1条 受注者は、別冊の図面及び仕様書に従い、設計を完了するものとする。
- 第2条 設計業務は、受任者の所在地において実施する
- 第3条 設計業務の着手時期は、平成 年 月 日【契約日の翌日】とする。
- 第4条 設計業務の完了期限は、平成29年9月8日とする。
- 第5条 設計業務完了通知書は、山梨大学施設・環境部施設企画課に送付するものとする。
- 第6条 委託報酬は、1回に支払うものとする。
- 第7条 委託報酬の請求書は、山梨大学施設・環境部施設企画課に送付するものとする。
- 第8条 契約保証金は納付する。ただし,有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業 会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。契約保証金の額金

円【契約金額の百分の十】。なお,これを納付したものが契約上の義務を履行しないときは山梨大学に帰属するものとする。

また,公共工事履行保証証券による保証を付し,又は履行保証保険契約の締結を 行った場合は,契約保証金を免除する。

- 第9条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、委託報酬の額(本契約締結後、委託報酬の額に変更があった場合には、変更後の委託報酬の額)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭 和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定

に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の 規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条 第1項に規定する排除措置又は第50条第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を 行い、当該命令又は第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受注者が同法 第19条の規定に違反した場合(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項 に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者 がこれを証明し、その証明を発注者が認めた場合は、この限りではない。

- 二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項 の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、 速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。
- 第 10 条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 2 . 8 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 第 11 条 この契約についての一般的約定事項は、文部科学省が定めた設計業務委託契約要項 を準用するものとする。
- 第 12 条 別記の設計業務委託契約要項第 3 9 条を次のとおり読み替えるものとする。 第 3 9 条第 2 項及び第 3 項を削り、同条の次に次の一条を加える。
 - (契約が解除された場合等の違約金)

第39条の2次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によっ て受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年 法律第75 号)の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14

年法律第154号)の規定により選任された管財人

- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- 第 13 条 別記の設計業務委託契約要項第 4 0 条第 1 項中「前条第 1 項」を「第 3 9 条」に読み替えるものとする。
- 第 14 条 別記の設計業務委託契約要項第 4 3 条第 1 項及び第 3 項中「第 3 9 条第 1 項」を「第 3 9 条又は第 3 9 条の 2 第 2 項」に読み替え、同条第 5 項中「第 3 9 条」の下に「又は第 3 9 条の 2 第 2 項」を加えるものとする。
- 第 15 条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、発注者・受注 者間において協議して定めるものとする。
- 第 16 条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、 山梨大学所在地を管轄とする甲府地方裁判所とする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 山梨県甲府市武田四丁目4-37

国立大学法人山梨大学長

島 田 眞路

受 注 者 【住所】

【法人等名】

【代表者等氏名】

設計業務委託契約要項

この要項は、設計業務に関する委託契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、設計業務委託契約書(以下「契約書」という。)及びこの要項に基づき、設計業務委託仕様書(質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。以下「設計仕様書」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(契約書、この要項及び設計仕様書を内容とする設計業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければなるない。
- 2 受注者は、業務(契約書、この要項及び設計仕様書を内容とする設計業務をいう。以下同じ。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、この契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引渡し、発注者は、その業務委託料を受注者に支払う。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者に行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 業務の実施方法その他成果物を完成するために必要な一切の手段(以下「実施方法等」という。)については、契約書、この要項若しくは設計仕様書に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、受注者がその責任において定めなければならない。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、 日本語とする。
- 7 契約書及びこの要項若しくは設計仕様書に定める金銭の支払に 用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
- 9 契約書、この要項及び設計仕様書における期間の定めについて は、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律 第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第46条第1項の規定により発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 契約書、この要項及び設計仕様書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、提案、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 発注者及び受注者は、前項の規定にかかわらず緊急やむを得ない事情がある場合には、指示等を口頭で相手方に行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、指示等を行った日から7日以内にこれを相手方に交付しなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、契約書、この要項及び設計仕様書に定めるところにより協議を行う場合は、当該協議の内容を書面に記録しなければならない。

(関連設計業務との調整)

第3条 発注者は、業務と発注者の発注に係る第三者の実施する設計業務が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、業務の実施に関して調整を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い第三者の行う設計業務の円滑な実施に協力しなければならない。

(業務工程表)

- 第4条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計仕様書に定めるところにより業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が、当該業務工程表の提出を必要としない旨の通知を受注者にした場合には、この限りでない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 発注者は、履行期間又は設計仕様書が変更された場合において、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 (契約保証金)
- 第5条 受注者は、契約書に定めるところによりこの契約の締結と 同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならな い。ただし、第5号の場合には、履行保証保険契約の締結後、直 ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - ー 契約保証金の納付。
 - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証。
- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する 履行保証保険契約の締結。
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(次項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 業務委託料の変更があった場合は、保証の額が変更後の業務委 託料の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を受注 者に、受注者は保証の額の減額を発注者に請求することができる。
- 4 受注者が、第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付した場合は、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- 5 第1項の保証に係る契約保証金、保証金又は保険金は、受注者 が契約事項を履行しなかつた場合は、国庫に帰属する。

(権利義務の譲渡等)

- 第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に 譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注 者の承諾を得た場合には、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物(第36条第1項に規定する指定部分に係る 成果物、同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物及び未完成 の成果物並びにこの契約を履行する上で得られた記録等を含 む。)を第三者に譲渡し、貸与し、閲覧させ、複写させ、又は質 権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、 発注者の承諾を得た場合には、この限りでない。

(著作権の帰属)

第7条 成果物(第36条第1項に規定する指定部分に係る成果物 及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下第 9条まで同じ。)又は本件建造物(成果物を利用して完成した建 造物をいう。以下同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48 号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」とい

- う。)に該当する場合は、当該成果物又は本件建造物に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。 以下同じ。)は、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属する。
- 2 受注者は、業務に従事する受注者の使用人が職務上作成する著作物の著作者に受注者がなるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 受注者は、第10条第2項の規定により業務の一部を委任され、 又は請け負った第三者が創作した著作物の著作権を当該第三者か ら譲受けるよう、必要な措置を講じなければならない。

(著作物等の利用の承諾)

- 第8条 受注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、次の各号に掲げる成果物の利用を発注者に承諾する。この場合において、受注者は、次の各号に掲げる成果物の利用を発注者以外の第三者に承諾してはならない。
 - 一 成果物を利用して建造物を完成すること。
 - 二 前号の目的又は本件建造物の増築、改築、修繕、模様替え、 維持、管理、運営若しくは広報等のために必要な範囲で成果物 を複製又は変形、改変、修正その他翻案すること。
 - 三 前2号の目的又は発注者の事業の必要に応じて成果物の複製物等を頒布すること。
- 2 発注者は、本件建造物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、次の各号に掲げる本件建造物の利用を行うことができる。
 - ー 本件建造物を写真、模型、絵画その他の手法により表現する こと。
 - 二 発注者の事業の必要に応じて本件建造物の複製物等を頒布すること。
- 三 本件建造物を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより変形 し、若しくは改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権についての特約)

- 第9条 受注者は、成果物又は本件建造物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、成果物又は本件建造物の内容を発注者が自由に公表することを承諾する。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該成果物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果物又は本件建造物が著作物に該当するとしない とにかかわらず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただ し、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合には、この限りでない。
 - 一 成果物又は本件建造物の内容を公表すること。
 - 二 本件建造物に受注者の実名又は変名を表示すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第9条の2 受注者は、成果物又は本件建造物に係る著作権法第2 章及び第3章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承 継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同 意を得た場合は、この限りでない。

(著作権等の侵害の防止)

- 第9条の3 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。
- 2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括再委託等の禁止)

- 第10条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計仕 様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせて はならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計仕様書において指定した軽微な部分を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合には、この限りではない。

(委託等の通知)

第11条 発注者は、受注者が業務の一部を委任し、又は請け負わ

せた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

- 第12条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令の定めにより保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている実施方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその使用を指定した場合において、設計仕様書又は発注者の指示に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。(監督職員)
- 第13条 発注者は、監督職員を置いた場合は、その氏名を受注者 に通知しなければならない。監督職員を変更した場合も、同様と する。
- 2 監督職員は、この要項に基づく発注者の権限とされる事項のう ち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計仕 様書に定めるところにより次に掲げる権限を有する。
 - 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者に対する 指示。
 - 二 この要項及び設計仕様書等(設計仕様書、発注者の指示及び 発注者と受注者との協議をいう。以下同じ。)の記載内容に関 する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。
 - 三 この契約の履行に関する受注者との協議。
 - 四 業務の進捗状況の確認、設計仕様書等の記載内容と業務の実施状況との照合その他この契約の履行状況の監督。
- 3 発注者は、監督職員にこの要項に基づく発注者の権限の一部を 委任した場合は当該権限の内容を、2名以上の監督職員を置き前 項の権限を分担させた場合はそれぞれの監督職員の有する権限の 内容を受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、 書面により行わなければならない。
- 5 監督職員を置いた場合は、この要項又は設計仕様書に定める指示等については、設計仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合において、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

- 第14条 受注者は、業務の管理を行う管理技術者を定め、設計仕様書に定めるところによりその氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更した場合も、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を 行うほか、第16条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び 通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理、設計仕様書 の訂正又は変更、履行期間の変更、業務委託料の変更、第30条 第3項(第36条第1項又は第2項において準用する場合を含 む。)の成果物の引渡しの申出で及び引渡し、同条第4項(第3 6条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の引渡し、 業務委託料の請求及び受領、賠償金等(賠償金、損害金及び違約 金をいう。以下同じ。)の請求及び受領並びにこの契約の解除に 係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使す ることができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず自己の有する権限のうち管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがある場合には、 あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。 (実施報告)
- 第15条 受注者は、設計仕様書に定めるところにより業務の実施 状況について発注者に報告しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第16条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第1 0条第2項の規定により受注者から業務の一部を委任され、若し くは請け負った第三者がその業務の実施につき著しく不適当と認 められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により 必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により請求があった場合は、当該請求に 係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日 以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により請求があった場合は、当該請求に 係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日 以内に受注者に通知しなければならない。

(貸与品)

- 第17条 発注者が受注者に貸与する図面その他業務に必要な物品 (以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格、性能、 引渡場所又は引渡時期は、設計仕様書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品の引渡しを受けた場合は、引渡しの日から7日以内に借用書を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、貸与品が汚損し、若しくは毀損した場合又はその返還が不可能となった場合は、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、業務の完了、設計仕様書の変更等により不必要となった貸与品を直ちに発注者に返還しなければならない。
- 6 受注者は、故意若しくは過失により貸与品が汚損し、若しくは 毀損した場合又はその返還が不可能となった場合は、発注者に対 して、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復 して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。 (設計仕様書等不適合の場合の修補義務)
- 第18条 受注者は、受注者の業務の実施内容が設計仕様書等の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。発注者は、この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由により、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第19条 受注者は、業務を実施するに当たり次の各号のいずれかに該当する事実を発見した場合は、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を発注者に請求しなければならない。
 - 設計仕様書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - 二 設計仕様書に誤り又は脱漏があること。
 - 三 設計仕様書の表示が明確でないこと。
 - 四 設計仕様書に示された自然的又は人為的な設計条件と実際の設計条件が相違すること。
 - 五 設計仕様書に明示されていない設計条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定により確認を請求された場合又は自ら同項各号に掲げる事実を発見した場合は、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要がある場合は、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内にその結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由がある場合には、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 発注者は、前項の調査の結果、第1項各号の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計仕様書若しくは指示を訂正若しくは変更し、又は発注者と受注者とが協議を行わなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定により設計仕様書若しくは指示を訂正若 しくは変更し、又は発注者と受注者との協議が行われた場合にお

いて、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計仕様書等の変更)

第20条 発注者は、必要があると認めるときは、設計仕様書又は 発注者の指示の変更内容を受注者に通知して設計仕様書又は発注 者の指示を変更することができる。この場合において、発注者は、 必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を 変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担し なければならない。

(業務の中止)

- 第21条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容 を受注者に通知して業務の全部又は一部を一時中止させることが できる。
- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備えるための費用その他業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

- 第22条 受注者は、設計仕様書等について、技術的若しくは経済 的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案した場合 は、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計仕様書等の 変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計仕様書等の変更内容を受注者に通知して設計仕様書等を変更することができる。
- 3 発注者は、前項の規定により設計仕様書等が変更された場合に おいて、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託 料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第23条 受注者は、第三条に規定する関連設計業務の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了する見込みがない場合は、発注者に対して、設計仕様書に定めるところにより履行期間の延長を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。 発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第24条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要が ある場合は、受注者に対して、設計仕様書に定めるところにより 履行期間の短縮を請求することができる。
- 2 発注者は、この要項の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に対して、設計仕様書に定めるところにより、延長する履行期間について、通常必要とされる日数に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められると きは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは 必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第25条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知することができる。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、受注者は、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

- 第26条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議 して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わ ない場合には、発注者が定め、受注者に通知することができる。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、受注者は、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この要項の定めにより受注者が増加費用を必要とした場合又は 損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、 発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第27条 成果物の引渡し前に成果物に生じた損害その他この契約 の履行により生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担しなければならない。ただし、その損害(契約書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

- 第28条 この契約の履行により第三者に損害を及ぼした場合は、 受注者がその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず同項に規定する損害(契約書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担しなければならない。ただし、受注者が、設計仕様書等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかった場合には、この限りでない。
- 3 発注者及び受注者は、前2項の場合その他この契約の履行により第三者との間に紛争を生じた場合は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える設計仕様書の変更)

- 第29条 発注者は、第12条、第19条から第24条まで、第27条若しくは第32条の規定により業務委託料を増額すべき場合 又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計仕様書を変更することができる。この場合において、設計仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知することができる。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、受注者は、発注者が業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第30条 受注者は、業務を完了した場合は、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により通知を受けた場合は、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計仕様書に定めるところにより業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査により業務の完了を確認した後、受注者 が成果物の引渡しを発注者に申出た場合は、直ちに当該成果物の 引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わない場合には、受注者に対して、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しない場合は、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合は、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

- 第31条 受注者は、前条第2項(前条第5項又は第36条第1項 若しくは第2項において準用する場合を含む。以下第3項におい て同じ。)の検査に合格した場合は、発注者に対して、業務委託 料の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により請求があった場合は、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に 検査を完了しない場合は、その期間を経過した日から検査を完了 した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」とい う。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その 遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日 数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。 (部分使用)
- 第32条 発注者は、第30条第3項(第36条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)又は第4項(第36条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 発注者は、前項の場合においては、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼした場合は、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第33条 受注者は、契約書に定めるところにより保証事業会社と 業務完了期限を保証期限とする、公共工事の前払金保証事業に関 する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「前払金保証契 約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して業務 委託料の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求すること ができる。
- 2 発注者は、前項の規定により請求があった場合は、請求を受けた日から14日以内に前払金を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合は、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金の額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、業務委託料が減額された日から30日以内にその超過額を発注者に返還しなければならない。ただし、発注者は、この項の期間内に第36条の2による支払若しくは第36条第1項又は第2項において準用する第31条第2項の規定による支払をしようとする場合には、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 受注者は、前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に 業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額 前の業務委託料以上であるときは、その超過額を発注者に返還し ないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満で あるときは、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料 の10分の5の額を差し引いた額を発注者に返還しなければなら ない。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかった場合には、その未返還額について、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(以下「遅延利息率」という。)を乗じて計算した額の遅延利息の支払を受注者に請求することができる。

(前払金保証契約の変更)

第34条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に 追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、 前払金保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しな ければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか業務委託料が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金の額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第35条 受注者は、前払金をこの契約を履行するための材料費、 労務費、外注費、機械購入費(業務において償却される割合に相 当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額 として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

- 第35条の2 受注者は、第33条、第36条第1項又は第2項に おいて準用する第31条第2項若しくは第36条の2の規定に基 づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにも かかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を中止する ことができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示 した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならな い。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(部分引渡し)

- 第36条 成果物について、発注者が設計仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第30条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第31条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えてこれらの規定を準用する。
- 2 発注者は、前項に規定する場合のほか成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、当該部分について受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第30条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第31条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と 読み替えてこれらの規定を準用する。
- 3 前2項において準用される第31条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る業務委託料の額は、次の各号に掲げる式により算定しなければならない。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」又は第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者は、前2項において準用される第31条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知することができる。
 - 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 指定部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委 託料)
 - 二 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 引渡部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委 託料)

(部分払)

- 第36条の2 受注者は、業務の完了の前に、受注者が既に業務を 完了した部分(第36条の規定により部分引渡しを受けている場 合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」と いう。)に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額につ いて、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求す ることができる。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当 該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならな

L1.

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10 日以内に、受注者の立会いの上、設計仕様書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注 者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、 第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定め る。ただし、発注者が第3項の通知にあわせて第1項の業務委託 料相当額の協議を申し出た日から10日以内に協議が整わない場 合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第1項の業務委託料相当額× (9 / 1 0 − 前 払金額/業務委託料)

- 6 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規 定により算定された額の部分払を請求することができる。この場 合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に 部分払金を支払わなければならない。
- 7 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。 (瑕疵担保)
- 第37条 発注者は、成果物に瑕疵がある場合は、受注者に対して、相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。なお、この項において受注者が負うべき責任は、第30条第2項(第36条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)又は第36条の2第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第30条 第3項又は第4項の規定により成果物の引渡しを受けた場合はそ の引渡しを受けた日から当該成果物を利用した工事の完成後、前 条第1項又は第2項において準用する第30条第3項又は第4項 の規定により部分引渡しを受けた場合はその引渡しを受けた日か ら当該部分を利用した工事の完成後それぞれ木造の建物等の設計 のときは、1年以内、コンパート造等の建物等、土木工作物等又は設 備等の設計のときは、2年以内に行わなければならない。ただし、 これらの場合であっても、成果物の引渡しを受けた日から10年 を超えては、前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求を 行うことはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず成果物の瑕疵が受注者の故意又は重大 な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことが できる期間は、成果物の引渡しを受けた日から10年とする。
- 4 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知った場合は、第1項の規定にかかわらずその旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていた場合には、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計仕様書等又は貸与品の性 状により生じたものである場合は、適用しない。ただし、受注者 がその内容又は性状が不適当であることを知りながらこれを発注 者に通知しなかった場合には、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第38条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により履行期間 内に業務を完了することができない場合は、損害金の支払を受注 者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第36条第1項又は第2項において準用する第30条第3項又は第4項の規定により部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額について、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額とする。
- 3 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により第31条第2項 (第36条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)に

規定する業務委託料の支払が遅れた場合は、未受領金額について、 遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支 払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第38条の2 受注者(設計共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた 期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された 場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事 件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、 これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の 基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見 積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引 分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を 超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を 請求することを妨げない。

(発注者の解除権)

- 第39条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合 は、この契約を解除することができる。
 - 一 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に 着手しないとき。
 - 二 その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - 三 第14条第1項に掲げる管理技術者を配置しなかったとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - 五 第41条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申出た とき。
 - 六 受注者(受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が

- 法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- ロ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目 的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力 団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、 又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維 持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- へ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託 契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場 合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を 求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、第5条の規定により契約保証 金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当 該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 第40条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規 定によるほか、必要がある場合は、この契約を解除することがで きる
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受 注者に損害を及ぼした場合は、その損害を受注者に賠償しなけれ ばならない。

(受注者の解除権)

- 第41条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この 契約を解除することができる。
 - 第20条の規定により設計仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第21条第1項の規定による業務の中止期間が履行期間の1 0分の5(当該期間の10分の5が6月を超える場合は、6 月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行 が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、 損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することがで きる。

(解除の効果)

- 第42条 第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は、この契約が解除された場合は、消滅する。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらずこの契約が解除された場合において、必要があると認めるときは、第36条第1項又は第2項において準用する第30条第3項又は第4項の規定により部分引渡しを受けた成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て返還しないことができる。この場合において、発注者は、当該返還しない部分に相応する業務委託料(以下「未返還部分業務委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定にかかわらずこの契約が解除された場

合において、必要があると認めるときは、成果物の一部分が完成 した部分を検査の上、検査に合格した部分を受注者の承諾を得て 引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当 該引渡しを受けた部分に相応する業務委託料(以下「既実施部分 業務委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。

4 未返還部分業務委託料(一部を返還しない場合に限る。)及び 既実施部分業務委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、第2項又は前項に規定する承諾を受けた日から14日以 内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する ことができる。

(解除に伴う措置)

- 第43条 受注者は、この契約が解除された場合において、第33条の規定により前払金の支払又は第36条第1項若しくは第2項において準用する第30条第3項又は第4項の規定により部分引渡しに係る業務委託料の支払があったときは、第39条第1項の規定によるこの契約の解除にあっては当該前払金の額又は業務委託料に当該前払金又は業務委託料の支払の日から返還の日までの日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第40条第1項又は第41条第1項の規定によるこの契約の解除にあっては当該前払金の額又は業務委託料を発注者に返還しなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定にかかわらずこの契約が解除された場合において、発注者が前条第2項の規定により部分引渡しを受けた成果物の全部又は一部を受注者に返還しないときで第33条の規定により前払金の支払又は第36条第1項若しくは第2項において準用する第30条第3項又は第4項の規定により部分引渡しに係る業務委託料の支払があったときは、先ず当該前払金の額を、次に当該業務委託料を未返還部分業務委託料に充当しなければならない。
- 3 受注者は、前項の場合において、前払金の額又は業務委託料になお余剰があるときは、第39条第1項の規定によるこの契約の解除にあっては当該前払金の余剰額又は業務委託料の余剰額に当該前払金又は業務委託料の支払の日から返還の日までの日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第40条第1項又は第41条第1項の規定によるこの契約の解除にあっては当該前払金の余剰額又は業務委託料の余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。受注者は、この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により汚損し、毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者に対して、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第39条の規定による場合は、発注者が定め、第40条又は第41条の規定による場合は、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(保険)

- 第44条 受注者は、契約書に定めるところにより保険を付した場合又は任意に保険を付している場合は、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 2 受注者は、契約書に定めるところにより保険を付した場合に、 履行期間の延長又は業務委託料の増額がされたときは、保険期間 又は保険金額を変更し、変更後の保険に係る証券又はこれに代わ るものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、契約書に定めるところにより保険を付した場合に、 履行期間の繰上げ又は業務委託料の減額がされたときにおいて、 保険期間又は保険金額を変更したときは、変更後の保険に係る証 券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならな い。

(賠償金等の徴収)

- 第45条 発注者は、受注者がこの要項に定める賠償金等を期限までに発注者に支払わない場合は、その支払わない額について、遅延日数に応じ年5½-セントの割合で計算した額の遅延利息の支払を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、発注者が受注者に支払うべき業務委託料から受注者 が発注者に支払うべき賠償金等の額に前項の遅延利息を付した額 を控除することができる。

(紛争の解決)

- 第46条 発注者及び受注者は、契約書、この要項又は設計仕様書の定めにより発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図らなければならない。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して定めたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担しなければならない。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(明治23年法律第29号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。
- 3 発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、管理技術者の職務の執行に関する紛争、受注者の使用人若しくは第10条第2項の規定により受注者から業務の一部を委任され、若しくは請け負った者の業務の実施に関する紛争又は監督職員の職務の執行に関する紛争については、第16条第2項の規定により受注者が決定を行った後又は発注者若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項に規定する期間が経過した後でなければ、第1項に規定するあっせん若しくは調停の手続又は前項に規定する訴えの提起若しくは調停の申立てを請求することができない。

(補則)

第47条 この要項に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受 注者とが協議して定める。

(その他)

第48条 この要項の実施に必要な事項については、別記の設計業 務委託現場説明書によるものとする。